

市民後見推進事業の概要

市区町名	川西市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：川西市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：センター機能充実に向けた成年後見支援センター運営委員会の開催 養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修</p>
事業内容	<p>【成年後見支援センター運営委員会】</p> <p>○協議内容○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市成年後見支援センターの事業並びにあり方検討会議の報告 ・ 社協における総合相談体制について ・ 市民後見人の活用について ・ 市と社協との連携について ・ 広報・啓発について <p>【市民後見人フォローアップ研修】</p> <p>川西市では、認知症高齢者、一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっています。また、知的障がい者や精神障がい者の方など、権利擁護を必要とする方がたくさんおられます。そして今後もニーズは増えていくことが予想されます。この状況に対応するため、新たな後見人や支援者となりうる市民後見人が必要とされており、昨年度に続いて、市民後見人養成研修を修了した方々を対象に、これまでの研修での知識を振り返り、さらに専門的知識・技術を学ぶ機会として、市民後見人フォローアップ研修を開催しました。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【成年後見支援センター運営協議会】</p> <p>平成26年11月12日(水) 14:00~16:00</p> <p>【市民後見人フォローアップ研修】</p> <p>第1回(12月20日) 神戸市市民後見人シンポジウム 講師 こうべ安心サポートセンター所長 松川 芳司 氏</p> <p>第2回(1月30日) ①遺言について ②死後事務について 講師 リーガルサポート兵庫県支部 司法書士 田原 一暁 氏</p> <p>第3回(2月4日) 後見活動の実際(事例検討) 講師 兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 吉田 麻希</p> <p>第4回(2月9日) 施設見学・施設職員との交流会 <障害者支援施設 三恵園、共同生活援助 伏尾台ホーム、生活介護事業所 こすもす> 講師 産経新聞厚生文化事業団職員</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	川西市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：川西市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：成年後見制度の普及啓発事業として、 権利擁護フォーラムや出前講座の開催</p>
事業内容	<p>【権利擁護フォーラム】 成年後見制度の啓発事業を、広く市民に向けて実施(社会福祉協議会委託)し、当該制度の理解と普及を促進し、市民後見人の活動の促進を図ります。 なお、啓発事業の内容は、成年後見制度を媒体に地域住民同士の支え合い、助け合いを広げたいと考えます。また、成年後見支援センターの活動を紹介し、参加者からの意見を集約することで、住民の意向をセンター運営に反映します。フォーラムへの参加は無料です。 (講師) 全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長 上田 晴男 氏 (テーマ) いつまでも「わたし」らしい暮らしを～権利擁護ってなあに？成年後見制度の動向～</p> <p>【出前講座】 市民や関係機関の方々に、成年後見制度および市民後見人について広く知っていただくための出前講座をNPO法人「成年後見支援センター・川西」と連携し開催しています。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【権利擁護フォーラム】 平成26年11月11日(火) 10:30～12:00 みつなかホール 大ホール(住所：川西市小花2丁目7番2号) 参加人数：約150名</p> <p>【出前講座】 平成26年4月から平成27年1月末までに、11回開催しています。</p>
備考	

いつまでも「わたし」らしい暮らしを ～権利擁護ってなあに？成年後見制度の動向～

全国権利擁護支援ネットワーク
事務局長 上田晴男

私たちの暮らし(地域自立生活)の内容

自立生活
(本人)

自分らしい
生活

地域生活
(生活)

みんなの
生活

みんな
での生活

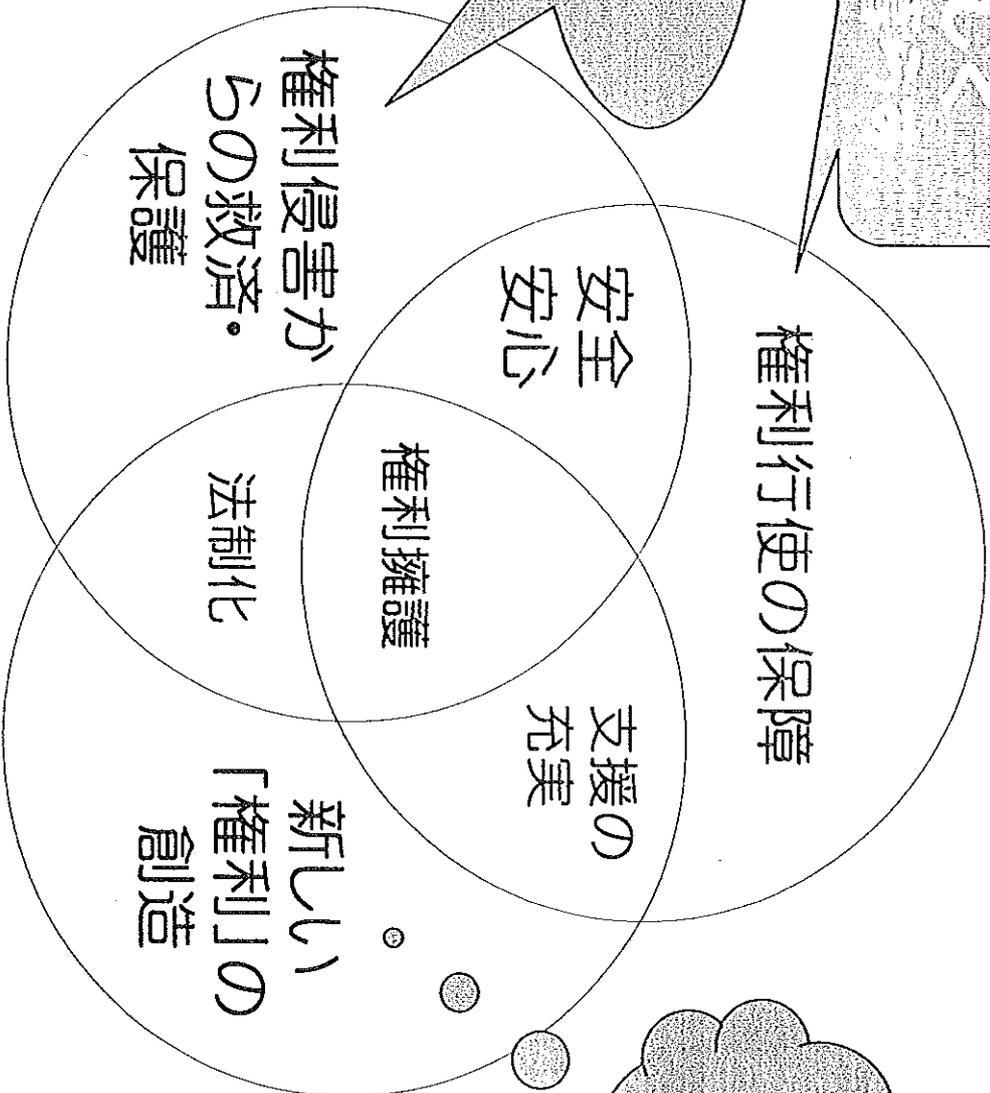
社会参加
(関係性)

北野誠一氏作成
資料を基に構成

権利擁護とは...

普遍に
自由及び
平等を
保障する

「差別」
の排除



意思
要理
の具体化

支援を必要とする状態とは...？

さまざまな理由...

自分で社会資源を活用して対応 → カリフォルニア

生活
本人



変化

関係性

困った！
の発症
()
()
()

自分で持
うまく対応
できない！...

()
()

助けを求められない！
自分の状態もよくわか
らないかも...！

権限を握る家業をほ...

「自社の経営方針を明確にし、社員に伝えることが重要です。」

システム
アドボカシー

「経営方針を明確にし、社員に伝えることが重要です。」

パーソナル
アドボカシー

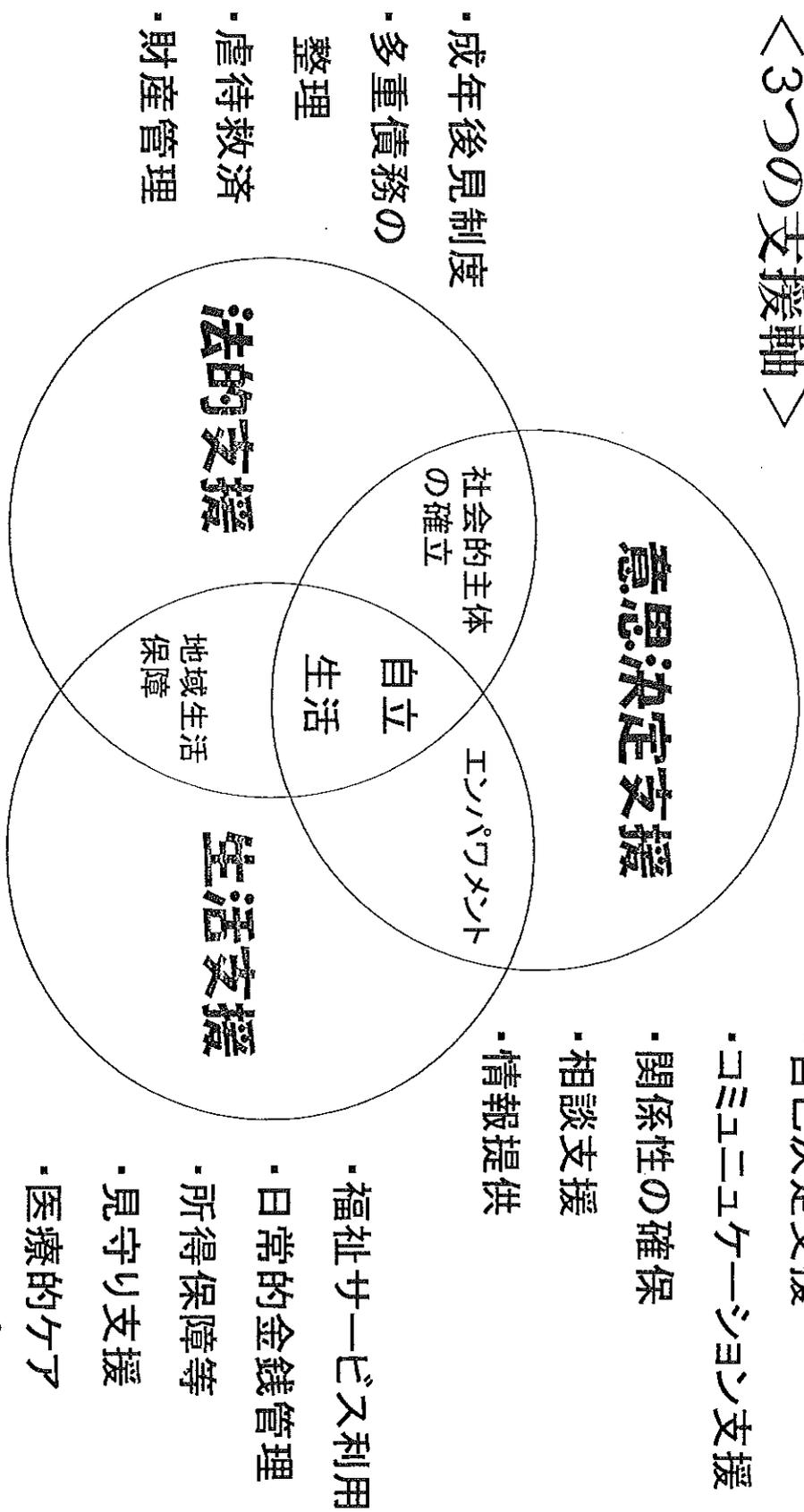
セルフアドボカシー

(自分で「困った！」に対応すること)

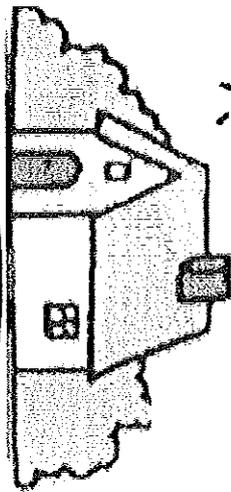
権利擁護支援の実践

～一人一人の権利擁護支援～

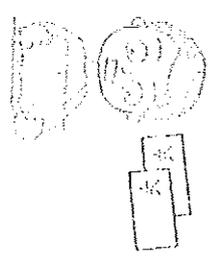
＜3つの支援軸＞



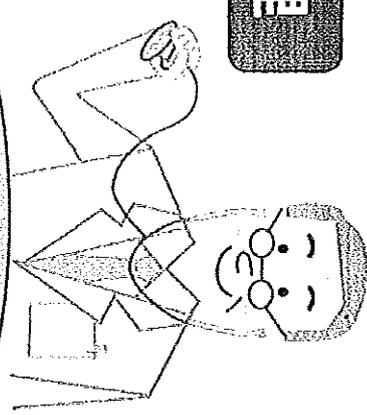
生活支援の内容



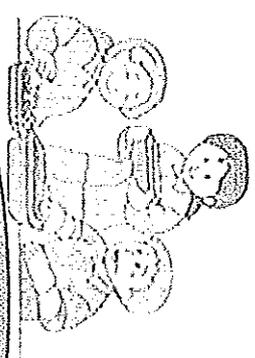
住まい



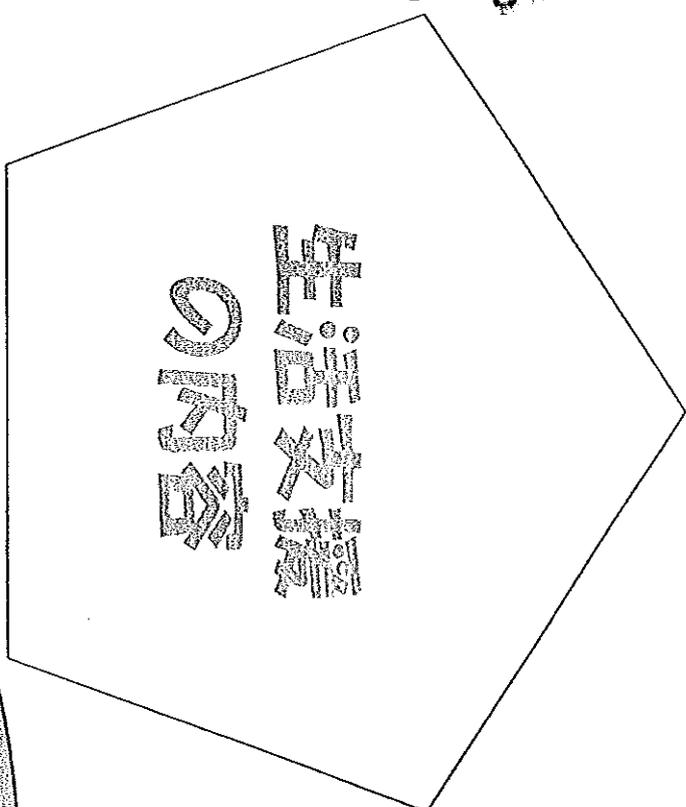
生活費・金銭管理



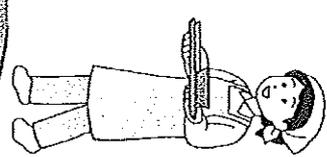
医療ケア



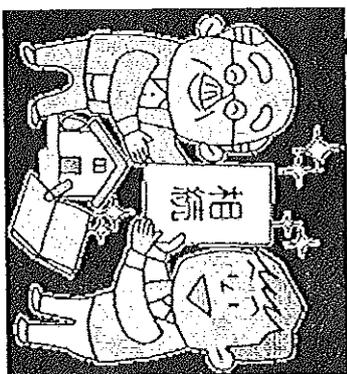
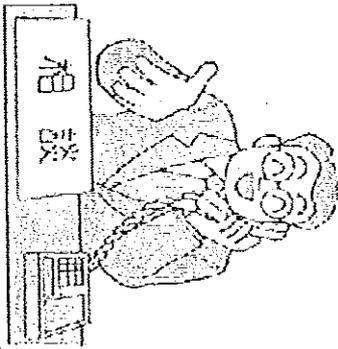
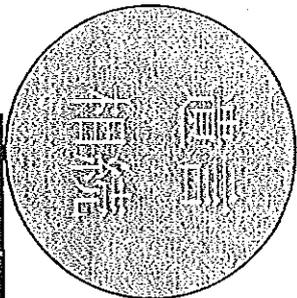
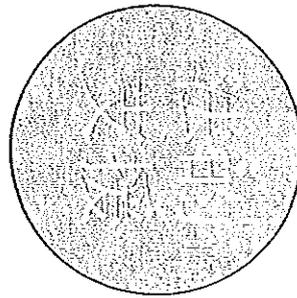
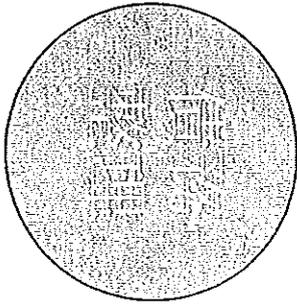
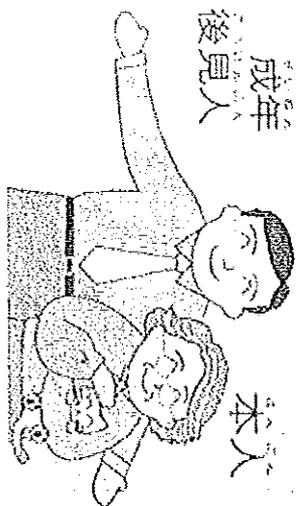
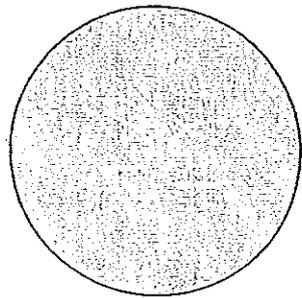
社会参加



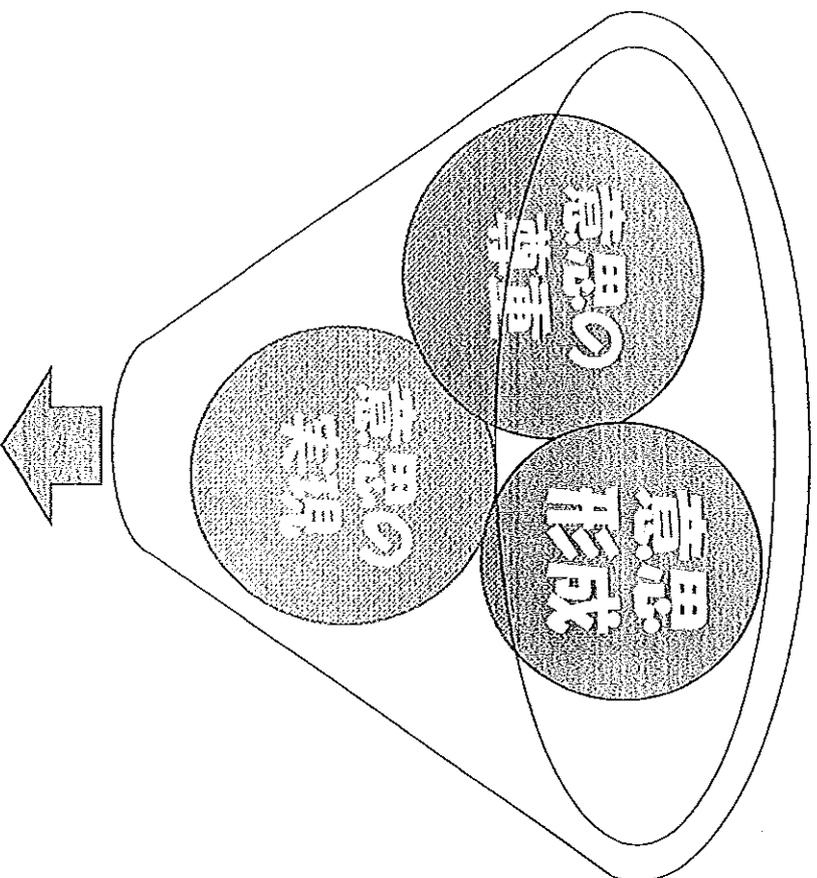
福祉サービス



法的支拂の役割

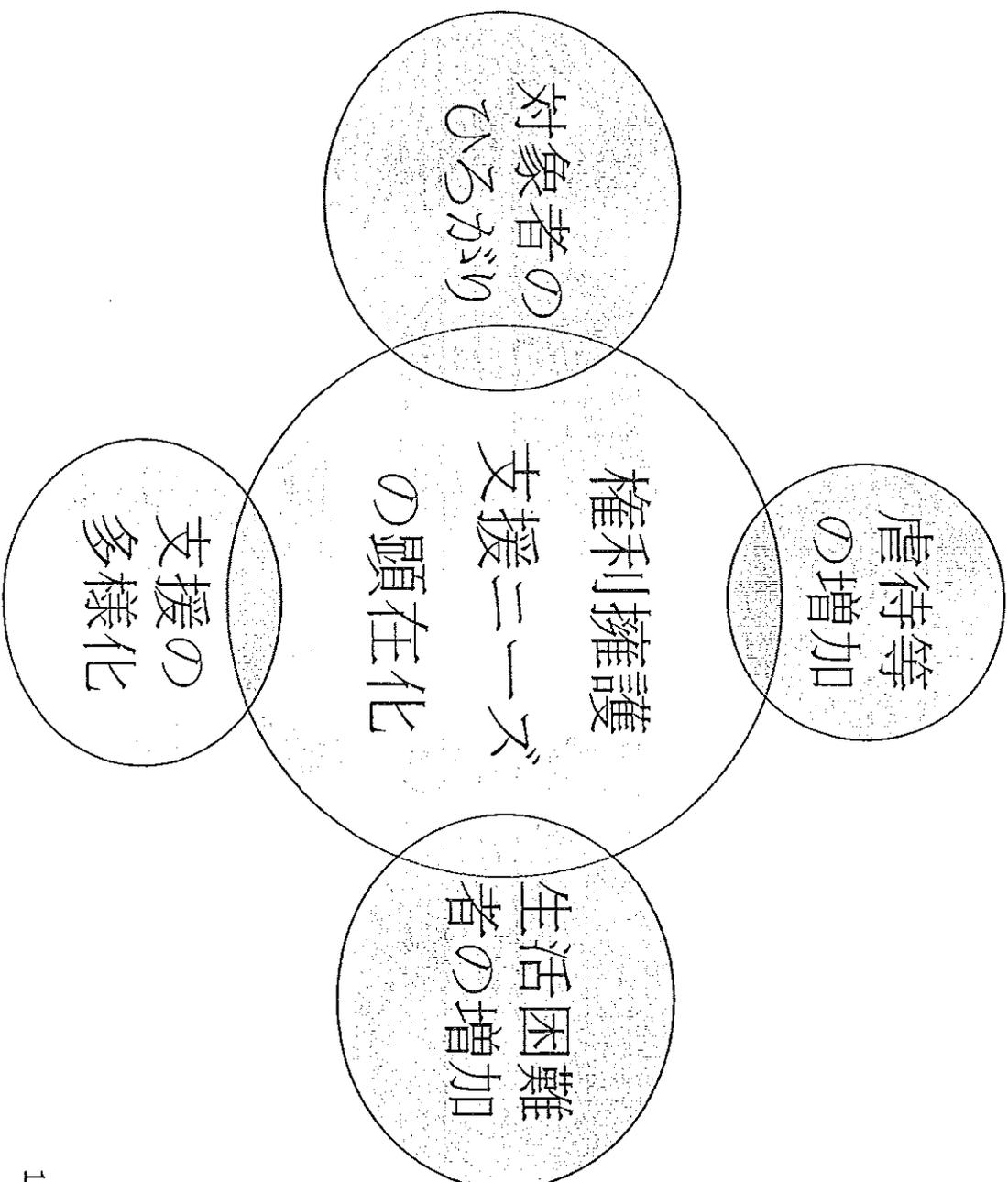


意思決定支援とは...？



奉人中心・奉人主体

権利擁護支援ニーズのひろがり



「困った」に気付く・見つける ～地域で取り組む権利擁護支援～

「困った」の「ある人」
を知らせる

多くの人の「困った」
に気付く

自分の「困った」を感
じる・伝える

「困った」を見守る

～地域で取り組む権利擁護支援2～

「困った」
の発見

- 「普通」で違う？
- 「いつも」で違う？

「困った」
の人の
見守る

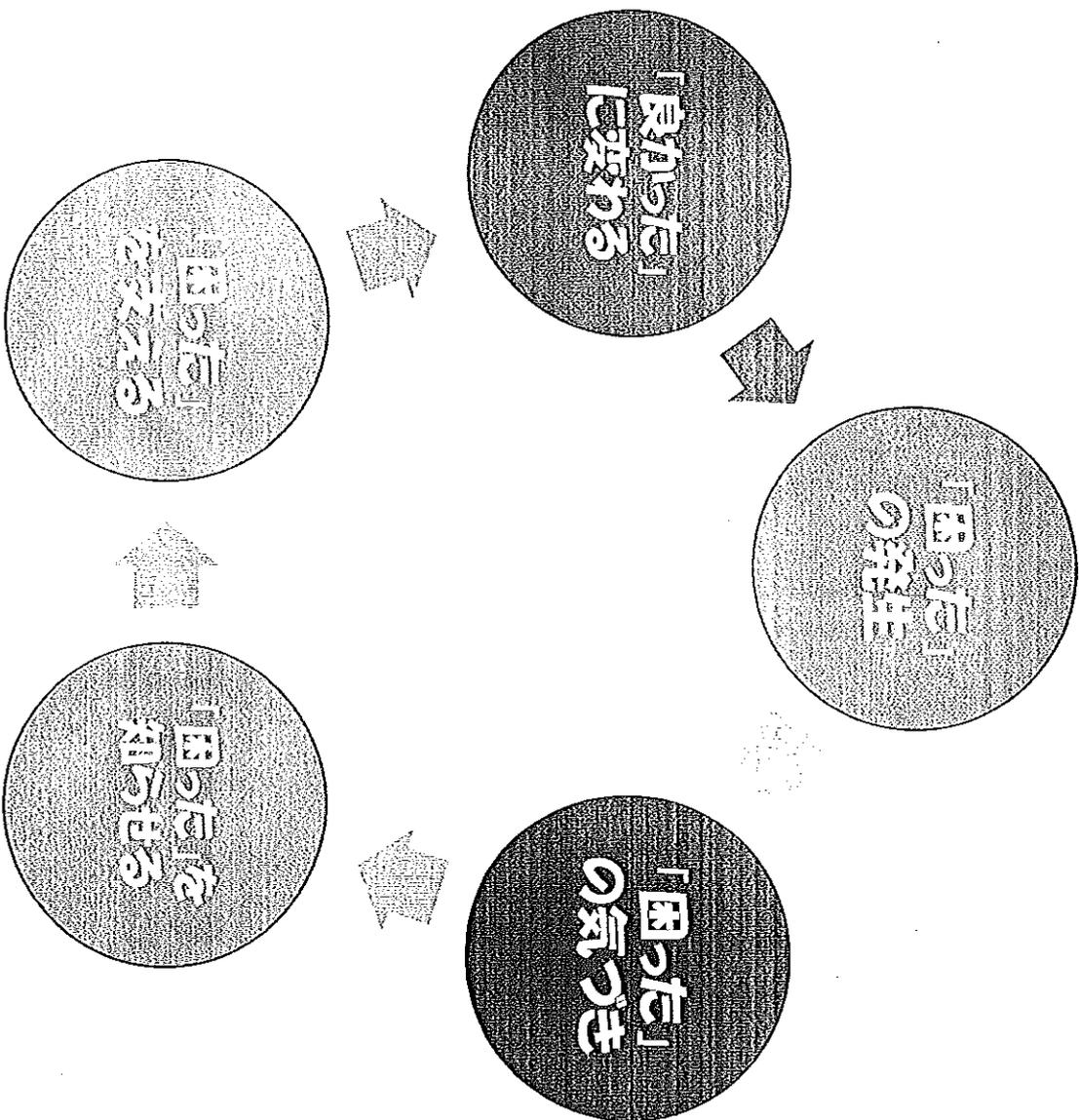
- 様子を見る
- 変化を知らせる

人権委員
が支援する

- みんな
で支援する

「困った」から「良かった」へ

～地域で取り組む権利擁護支援3～



「困った」への対応（支援）

木下町の取り組み

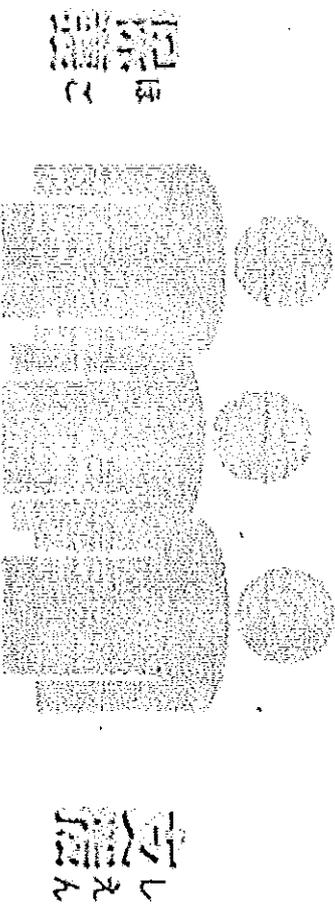
- 成年後見制度
- 相談支援
- 生活支援（ケアマネジメント）

高齢者の生活支援

- 経済的支援（生活保護等）
- 住まいの整備等
- 地域の関係調整

成年後見制度ってどんな制度ですか？

認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のため介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分でこれらの方をすることが難しい場合があります。また，自分に不利な契約であってもよく判断ができてきに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような**判断能力の不十分な方々を保護し，支援する**のが成年後見制度です。



判断能力の不十分な方々

成年後見制度の意義と役割

● 権利擁護支援の一つの方法

→ 目的ではない！

→ 地域生活のセーフティネット（社会的役割）

● 地域自立生活支援の取り組み

→ 「身上監護」が基本

→ 本人の自立生活支援としての財産管理

● 基本は本人中心支援

→ 社会的「主体」としての立場の確保

成年後見制度の利用状況

- ◆ 平成25年の成年後見関係事件(後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で34,548件。対前年比約0.4%の減少。
- ◆ 平成25年度の市町村長申立ては5,046件。対前年比約11.1%の増加。
- ◆ **親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約57.8% (前年は約51.5%)**

* その内訳は、
弁護士が5,870件(前年は4,613件)で、対前年比で約27.2%の増加、
司法書士が7,295件(前年は6,382件)で、対前年比で約14.3%の増加、
社会福祉士が3,332件(前年は3,121件)で、対前年比で約6.8%の増加となっている。

また、**市民後見人は167件**となっている。
法人後見は、社会福祉協議会が成年後見人等に選任されたものは560件で、
その他の法人は959件となっている。

* 「成年後見関係事件の概況～平成25年1月～12月～」より

老人福祉法32条の考え方

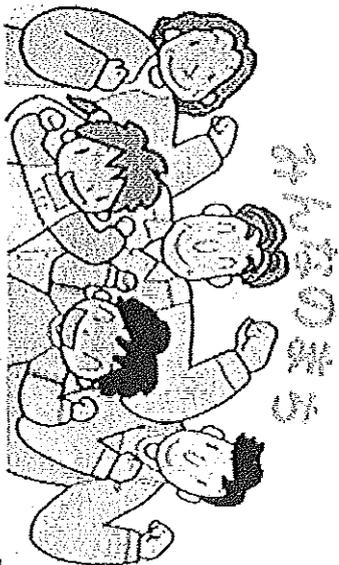
★(審判の請求)＝市町申し立ての規定＝権利行使の保障

- 第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

★(後見等に係る体制の整備等)＝権利行使の保障

- 第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

市民後見人・権利擁護支援者とは…



権利擁護支援への
市民参加

地域生活支援の
担い手

地域福祉の推進

権利擁護支援者の考え方

地域の権利擁護
支援システム

バウイングアップ。

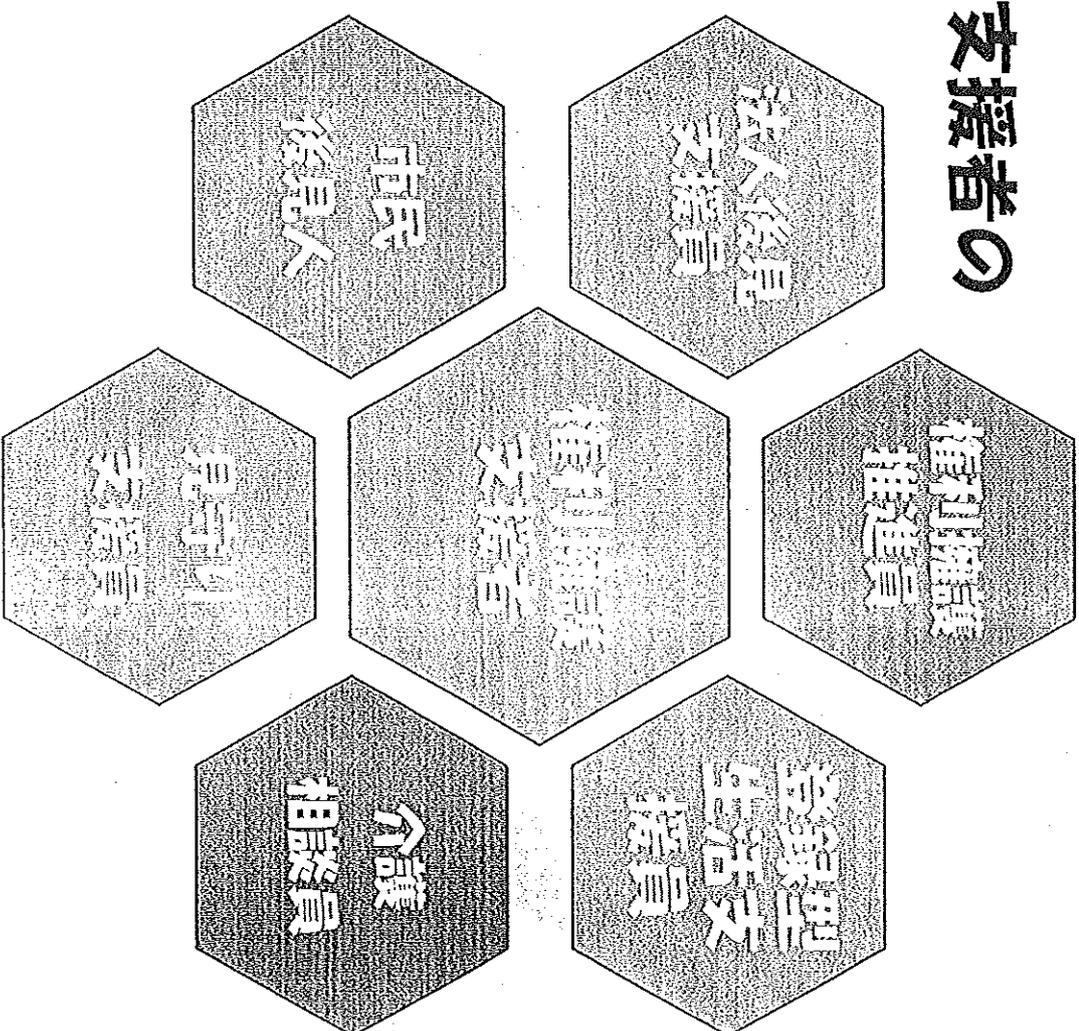
権利擁護支援者

適正な養成研修

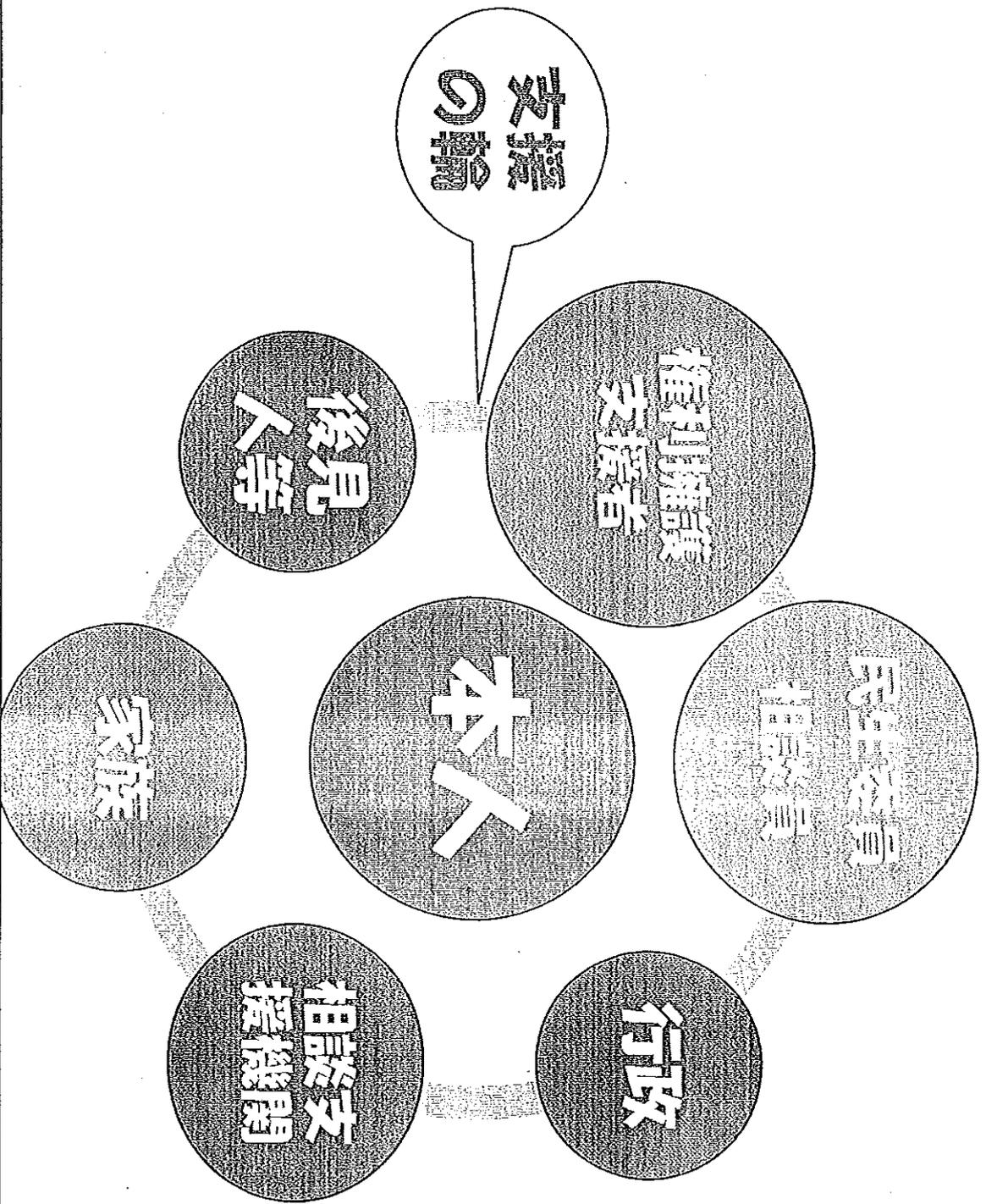
担当調整

ひろがる権利擁護支援活動

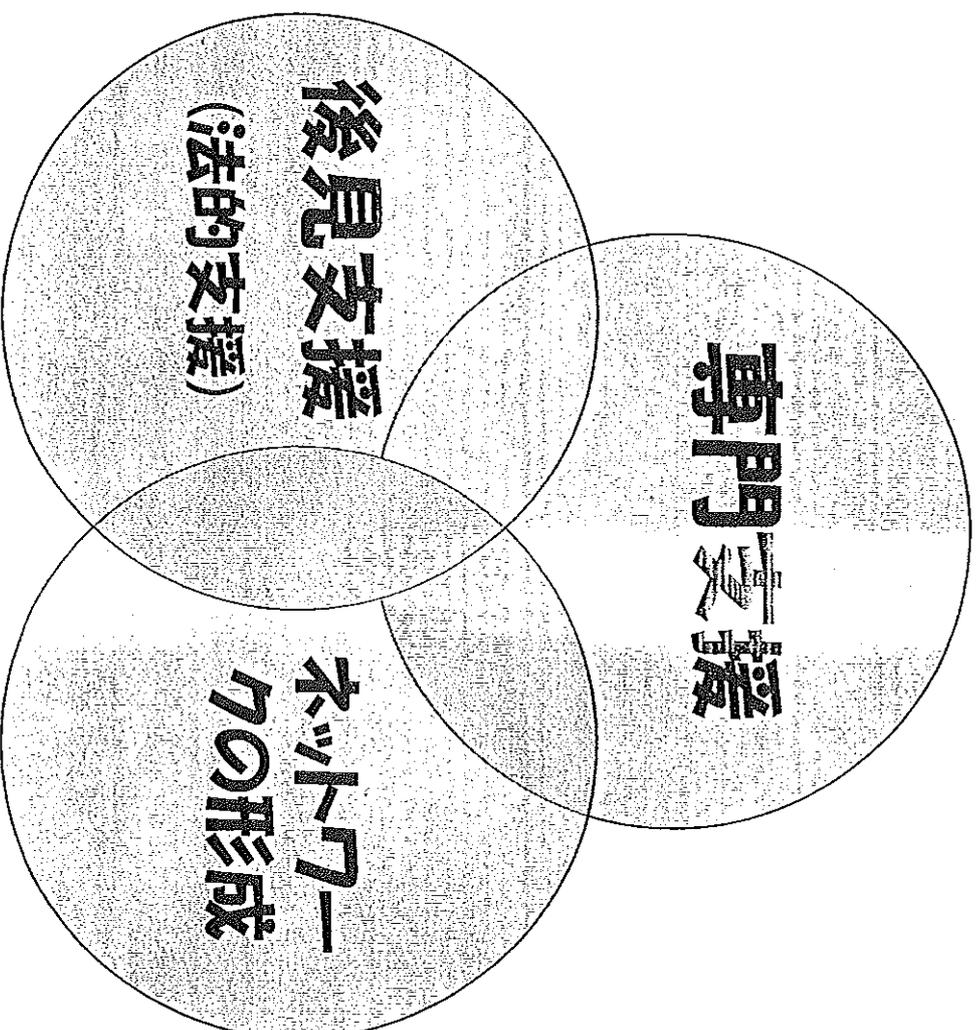
権利擁護支援者の みらい図



権利擁護支援のこれから

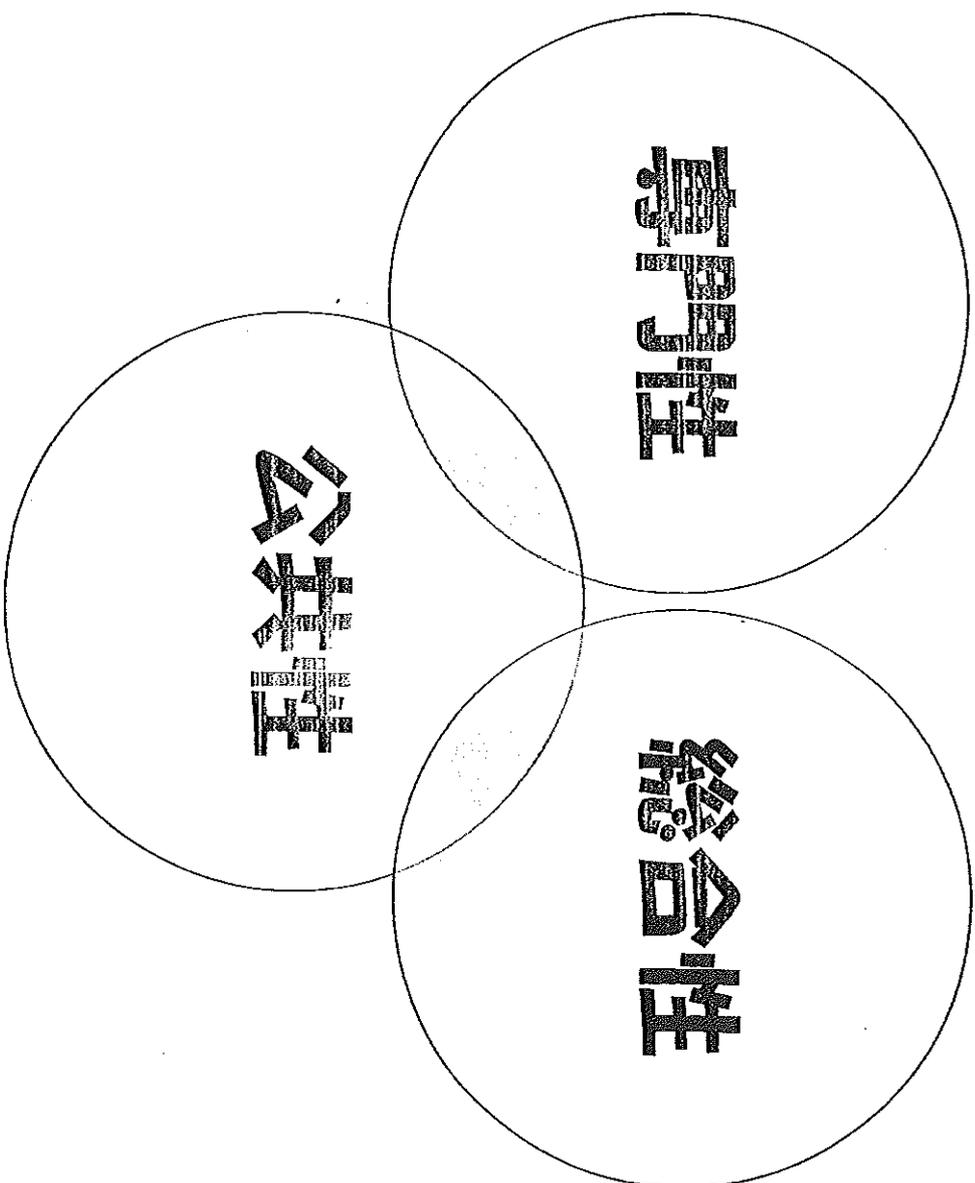


権利擁護支援センターの機能



「権利擁護支援センター」の役割

～「成年後見支援センター」等との違い～



地域における

総合的な権利擁護支援システム(イメージ図)

